

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市真和志複合施設建設委員会及び那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会を廃止するため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	[略]
	那覇市真和志複合施設建設委員会	真和志複合施設の建設に係る基本計画の策定に関すること。
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
	那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会	新真和志複合施設の設計、建設、維持管理等を行う事業者の選定に関すること。
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	[略]
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
[略]		